

令和4年度

定期監査の結果に基づく措置状況

柳川市監査委員

目 次

- 1 定期監査（10月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 1
・総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)
・選挙管理委員会
- 2 定期監査（11月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 12
・市民部(税務課、市民課、生活環境課)
- 3 定期監査（12月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 21
・建設部(建設課、都市計画課、国土調査課)
・上下水道課
- 4 定期監査（1月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 31
・教育部(学校教育課、図書館)
・小学校
- 5 定期監査（2月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 40
・保健福祉部(福祉課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)
- 6 定期監査（3月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 54
・産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)
・農業委員会
- 7 定期監査（4月分）における指摘事項の措置状況報告書 P 67
・議会事務局
・消防本部
・教育部(生涯学習課)

柳川市監査委員告示第2号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和4年10月に実施した総務部（人事秘書課、総務課、企画課、財政課）、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年1月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹

柳川市監査委員 浦川 和久

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部人事秘書課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 令和4年4月3日の荒尾市他、及び5月28日の福岡市への旅行は、命令を受けていない。
措置等の内容
1 原因 旅行命令については、原則事前に命令決裁を受ける必要がありますが、失念して命令を受けずに出張をしたためです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 指摘後旅行命令を受け、未払い分は11月分支給の際に遡及して支給しました。
3 再発防止策の内容 必ず、出張を行う際は事前に旅行命令を受けた上で、出張を行うように徹底します。

指摘事項 (1) 支出事務
<p>ア 行政区活動助成金について、下記のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告の対象経費に他の補助金の経費を計上している。 ・交付申請書に事業計画書を添付していない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>補助対象経費が行政区活動助成金を上回っているかどうかのチェックに注力していましたが、他の補助金（防犯灯設置補助金）の経費を計上していることについて、チェックが出来ていませんでした。</p> <p>交付申請書の事業計画書の添付漏れや不備については、チェックミスがありました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>実績報告書の補助対象経費に他の補助金（防犯灯設置補助金）の経費を計上していることについては、訂正を行いました。交付申請書の事業計画書の添付漏れについては、措置できませんでした。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>再発防止のため、係内で補助金等交付規則の研修等を行い、チェックを徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ア 備蓄食料品購入に係る伺兼依頼書について、予定価格は10万円を超えるが、財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長の合議がない。また、請書の消費税及び地方消費税額が誤っている。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>令和3年度に購入した備蓄食料品に係る伺兼依頼書について、総務課起案で副市長決裁の文書ですが、総務部長の押印があるため、財政課長の合議を行っていませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>事後になりますが、合議が漏れていた伺兼依頼書については財政課長より合議を得ました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>担当者の事務処理を過信することなく確認を行うよう課員に注意喚起を徹底しました。今後は、「柳川市財務規則」に基づき適正に処理を行います。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>イ カラー印刷機インク等購入単価契約について、下記のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行令第167条の2第1項第2号の根拠により随意契約しているが、内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し適用号数を正しく記載されたい。 ・予定価格は200万円を超えるが、財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長の合議がない。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<p>1 原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行規則の解釈を誤っていたためです。 ・総務課起案で市長決裁の文書は、総務部長の押印があるため、財政課との合議を行っていませんでした。 <p>2 措置内容の概要 措置の状況『一部措置済』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に締結した契約に係る事務処理については、事後に措置できないので、再発防止のため、係内で契約事務の研修等を行いました。 ・事後になりますが、合議が漏れていた文書は、財政課長より合議を得ました。 <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後は、「柳川市財務規則」に基づき適正に処理を行います。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ウ 下記について、契約書において契約単価の表示が適切でない。また、消費税及び地方消費税額の記載がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書配布業務委託 ・広報等配布業務委託
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>契約書の様式について、前例踏襲で契約事務を行っていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に締結した契約に係る事務処理については、事後に措置できないので、再発防止のため、係内で契約事務の研修等を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>再発防止のため、係内で契約事務の研修等を行い、今後は、契約単価に「以内」を削除すること、消費税及び地方消費税額を記載することについて、契約相手先と確認し、契約書の様式を見直しました。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>エ 下記について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地上デジタル・データ放送地域情報発信サービス「d ボタン広報誌」利用契約 ・西鉄柳川駅西口駐輪場に係る土地賃貸借契約
措置等の内容
<p>1 原因 起案文書及び契約書に契約事務規則の適用条項の記載をすることを失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 地上デジタル・データ放送地域情報発信サービス「d ボタン広報誌」利用契約、西鉄柳川駅西口駐輪場に係る土地賃貸借契約共に履行しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当者の事務処理を過信することなく確認を行うよう課員に注意喚起を行い、再発防止のため業務担当係内で契約業務について研修を実施しました。今後は、適正に処理を行います。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>オ カーブミラー購入単価契約について、予算残額と年間予定総額を確認せず、予算不足のまま起案している。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 予算で調達的设计を行ったが、仕様書の調達予定個数の修正をすべきところを行っていなかった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 予算残額や年間総額を確認しながらカーブミラーの調達を行いたいと考えます。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当者の事務処理を過信することなく確認を行うよう課員に注意喚起を行い、再発防止のため業務担当係内で契約業務について研修を実施しました。今後は、適正に処理を行います。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
ア 令和4年1月28日の佐賀市への旅行について、予算残額がないまま旅行命令が発せられている。旅行命令権者は、柳川市職員等の旅費に関する条例第4条第2項の規定により、予算残額を確認の上、旅行命令を発せられたい。
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 旅行を行う前に、予算残額の確認が不足していました。 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に令和4年1月28日時点で予算の流用が済んでいますので、不措置とします。 3 再発防止策の内容 今後このようなことがないように、今回の指摘事項を課内で共有し、再発防止に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務
ア コミュニティバス運行業務委託契約の契約金額は1,000万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第4条に規定する財政課長を経ての総務部長との合議が行われていない。
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 契約締結の決裁時に、財政課長合議が必要なことを見落としていたため。 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 定期監査における指摘後に財政課長の合議を受けた。 3 再発防止策の内容 契約を締結する際は、財政課長を経ての総務部長合議が必要か、十分確認をします。

指摘事項 (2) 契約事務
イ 業務系システムサービス利用契約締結について、「見積状況調書（別紙様式第7号）のとおりに」とあるが綴られておらず、作成もされていない。
措置等の内容
<ol style="list-style-type: none"> 1 原因 作成を失念しておりました。 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 見積状況調書を作成しました。 3 再発防止策の内容

今後このようなことがないように、今回の指摘事項を課内で共有し、再発防止に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務
ウ 令和3年度端末機器等調達に係る設定業務委託に係る予定価格の設定日が、起工伺の決裁日及び見積書提出依頼の起案日及び決裁日より後になっている。
措置等の内容
1 原因 予定価格の設定日が起工伺の決裁日の後になった件については、担当者が起工の決裁が戻ってきたのが、9月29日と勘違いしたため生じたものです。 また、見積書提出依頼の起案日及び決裁日より後になった件については、29日に事前に起案を作成し決裁を受けていたことにより生じたものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 起工の決裁日及び見積書提出依頼の起案日、決裁日を訂正しました。 見積書提出依頼文については、相手方に事情を説明し、修正した文を渡しました。
3 再発防止策の内容 今後このようなことがないように、今回の指摘事項を課内で共有し、決裁日が分からない時には決裁者に確認して再発防止に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務
エ 令和3年度出合い応援事業（対面）業務委託契約書には下記のとおり記載があるが、仕様書が綴られていない。
(業務の処理方法) 第5条 受注者は、業務を、別添業務委託仕様書及び発注者の指示に従って処理しなければならない。
措置等の内容
1 原因 契約には別添業務委託仕様書が附属していましたが、契約書を作成する際に添付しそこなっていました。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約書を作成済ですので、不措置とします。
3 再発防止策の内容 今後このようなことがないように、今回の指摘事項を課内で共有し、再発防止に努めます。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部財政課

指摘事項 (1) 収入事務
<p>ア 下記の調定決議書が、会計管理者に通知されないまま保管されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障財源交付金（令和3年度Ⅳ期分）（令和3年11月～令和4年11月） ・ 旧大和雇用促進住宅駐車場電気代（令和4年4月分） ・ 令和4年度普通交付税（9月交付分）
措置等の内容
<p>1 原因 決裁回覧後、会計管理者への通知を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 会計管理者に通知しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁回覧後に確認を行い、適正に事務手続きを行います。</p>

指摘事項 (1) 収入事務
<p>イ ふるさと寄付金の調定決議書は、発行日又は作成日によらず確認した日に起票されている。調定決議書は、財務規則第25条第1項の規定により、適正な時期に起票されたい。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 失念し、確認日で調定決議書を作成していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 通知の発行日又は作成日にて起票するように、課内で確認し、事務を改善しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則第25条第1項の規定に基づき、適正に事務手続きを行います。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ア コピー用紙購入に係る単価契約について、施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 製品のメーカー指定が困難で、見積製品が市が提示した要件を満たす製品と比較して同等品以上との判断が困難なため、施行令第167条の2第1項第2号を根拠に競争入札ではなく、随意契約としていましたが、これまでの実績から、製品メーカーの指定が可能であることか</p>

<p>ら、実状は、登録業者から指定し7社による指名競争入札を実施していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 既に締結した契約に係る事務処理のため。 なお、今後は、実状に合わせて指名競争入札を行います。</p> <p>3 再発防止策の内容 地方自治法施行令及び柳川市契約事務規則を遵守し、適正に事務手続きを行います。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>イ 土地賃貸借契約において、契約書に収入印紙の貼付がないものや貼付された収入印紙の額が誤っているものがある。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 契約締結時に確認を怠り、見落とししました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 契約相手方に指導を行い、適正な額の収入印紙を貼付しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約締結時の確認を徹底し、適正な事務処理を図ります。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>ウ 公用車購入に係る契約書について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 契約締結時に確認を怠り、見落とししました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 支払遅延利息率を「支払遅延防止法の率に乗じて」に改め、変更契約を締結しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市契約事務規則に基づき、適正に事務手続きを行います。</p>

<p>指摘事項 (2) 契約事務</p>
<p>エ 柳川・大和・三橋庁舎警備業務委託契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 7日以内に契約締結することを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』</p>

<p>契約をすでに締結しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>再発防止のため、契約事務規則を再度確認し、適正に事務手続きを行うように、課内で事務の確認を行いました。</p>

<p>指摘事項 (3) その他</p>
<p>ア マイクロバス運行管理要綱第5条に規定する人員に満たない申請に使用許可しているものがある。(前年度指摘事項)</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>指摘事項の申請は、マイクロバスを使用しない場合、公用車2台で職員2名が運転手となり送迎する必要がありました。その場合、職員の拘束される時間等を考慮しますと、マイクロバスの使用を許可した方が、効率的と判断し許可しました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置検討中 』</p> <p>マイクロバスの現状を分析し、費用対効果を考慮した上で、「柳川市マイクロバス運行管理要綱」の見直しを検討しています。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>要綱見直し後は、要綱を厳守し、管理運営を行います。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
ア 衆議院議員総選挙公報袋詰業務委託の支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。
措置等の内容
<p>1 原因 決裁回覧後、会計課への確認を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 会計課への確認を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 決裁回覧後も確認を行い、適正に事務を行います。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 予定価格が80万円を超える参議院議員通常選挙ポスター掲示板の購入を、起案文書ではなく何兼依頼書により処理している。
措置等の内容
<p>1 原因 事務手続きを誤っていたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに手続きを終えているため不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 関係法令及び市例規に則り、事務を行います。</p>

柳川市監査委員告示第3号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和4年11月に実施した市民部（税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課）、大和庁舎（市民サービス課）、三橋庁舎（市民サービス課）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年1月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部税務課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 令和4年6月1日付けで起票された固定資産税滞納繰越分の調定決議書が、会計管理者に通知されていない。
措置等の内容
1 原因 会計課に通知の手続きはしていましたが、決裁印が漏れていることに気づかないまま保管していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 会計管理者に通知しました。
3 再発防止策の内容 通知後は必ず決裁の確認を徹底します。

指摘事項 (2) 支出事務
ア 令和4年4月22日の大牟田市への旅行は、命令を受けていない。
措置等の内容
1 原因 公用車使用で市外への旅行の際、旅行命令書に記載及び旅行命令権者の命令を受けるのを失念していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後にはなりますが、旅行命令書に記載し、旅行命令権者の命令を受け、該当職員に対し旅費を支給しました。
3 再発防止策の内容 指摘事項を回覧するとともに、公用車使用で市外への旅行の際は、必ず旅行命令書に記載し、命令権者の命令を受けてから旅行するよう課内で周知徹底しました。

指摘事項 (3) 契約事務
ア 原動機付自転車標識購入について、契約締結前に発注依頼を行っている。
措置等の内容
1 原因 在庫が少なくなり、発注から納入まで期間を要するとのことで、急いでいたため事務処理を進めていました。
2 措置内容の概要 措置の状況『未措置』

<p>既に契約締結済みのため。</p> <p>3 再発防止策の内容 在庫管理を徹底し、契約締結後に発注します。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>イ 申告相談受付人材派遣業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の根拠により随意契約しているが、内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し適用号数を正しく記載されたい。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 適用条項の解釈の誤りについての確認漏れによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 既に契約締結済みのため</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市随意契約ガイドラインの内容を理解した上で、契約事務に誤りがないように適正に処理します。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>ウ 市県民税課税データ入力（パンチ）業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の根拠により随意契約しているが、内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し適用号数を正しく記載されたい。</p> <p>また、契約書の別紙内訳書に委託する業務内容の一部が記載されていないとともに政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 適用条項の解釈の誤り、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率を確認していなかった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 既に契約締結済みのため。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市随意契約ガイドラインの内容を理解した上で、契約書の内容について十分に確認を行い、必要に応じて協議をし、記載誤りがないように徹底いたします。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
エ 確定申告相談会場設営業務委託契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約が締結されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 当初請書ではなく、契約書の作成を行っておりました。途中で規則を確認し請書での契約へ切り替えを行ったため、契約締結が遅れたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 既に契約締結済みのため。</p> <p>3 再発防止策の内容 併せて柳川市契約事務規則の確認を行い、次回も同様なミスが無いように徹底いたします。</p>

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部市民課

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ア 下記の契約について、予定価格の設定を行っておらず、見積書も徴取していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードオンライン申請端末機（マイナアシスト2）賃貸借契約（令和4年6月1日契約締結分） ・マイナンバーカードオンライン申請端末機保守業務委託契約
措置等の内容
<p>1 原因 予定価格の設定および見積書の徴収事務を失念していた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当者および決裁者は契約事務規則等を再度確認し、適正な契約事務の徹底を図る。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>イ マイナンバーカードオンライン申請端末機器（マイナアシスト2）賃貸借契約（令和4年2月1日契約締結分）について、見積依頼日が起案文書の決裁日より前の日付になっている。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 見積依頼の日付を単純に誤っていた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 相手側に見積依頼を送付済みのため。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当者は、見積依頼を行う前に再度日付等の確認を徹底する。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ウ フルカラー複合機レンタル契約について、随意契約により執行しているが起案文書に随意契約の理由や根拠規定の記載がない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 起案文書に、随意契約の理由や根拠規定について記載することを失念していた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後処理になるが、決裁権者に説明し、起案文書に随意契約の理由と根拠規定について</p>

追記を行った。

3 再発防止策の内容

随意契約については、総務課が作成している「柳川市随意契約のガイドライン」等を参考に、適切な事務処理を行っていく。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部生活環境課

指摘事項 (1) 支出事務	
ア	下記の支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。 ①R4. 4. 1 一般廃棄物（可燃ごみ）収集・運搬業務委託料（伝票No. 6626） ②R4. 4. 1 一般廃棄物（可燃ごみ）収集・運搬業務委託料（伝票No. 6627） ③R4. 4. 1 一般廃棄物（可燃ごみ）収集・運搬業務委託料（伝票No. 6628） ④R4. 4. 1 一般廃棄物（可燃性資源物）収集・運搬業務委託料（伝票No. 6631） ⑤R4. 4. 1 一般廃棄物（可燃性資源物）収集・運搬業務委託料（伝票No. 6632） ⑥R4. 4. 1 一般廃棄物（可燃性資源物）収集・運搬業務委託料（伝票No. 6633） ⑦R4. 4. 1 一般廃棄物（資源物）中間処理業務委託料（伝票No. 7163） ⑧R4. 4. 1 大和干拓最終処分場浸出水処理施設保守点検包括管理業務委託料
措置等の内容	
1	原因 会計管理者の確認を終えていると勘違いして保存したためです。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 速やかに会計課へ提出し、決裁完了しております。
3	再発防止策の内容 課内で財務会計事務の研修を実施、情報共有し改善に努めます。 財務会計システムの改善を要求します。（負担行為完了後でないと、支出命令ができない仕組みの構築）

指摘事項 (1) 支出事務	
イ	橋本不燃物処理場に購入した砕石及びクラッシャーランについて、消耗品費から支出されているが原材料費からの支出が適当である。
措置等の内容	
1	原因 当物品については、橋本不燃物処理場内の雨でぬかるんだ搬入道路に敷くために購入したものです。常時車両が通行することで、物品が消耗するため消耗品との認識でした。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに支払いを終えているためです。 令和4年度以降は同様の購入はありません。今後は原材料費にて対応します。
3	再発防止策の内容 課内で財務会計事務の研修を実施、情報共有し改善に努めます。

指摘事項 (1) 支出事務
ウ クリーンセンター重油地下タンク清掃について、修繕料から支出されているが委託料からの支出が適当である。
措置等の内容
<p>1 原因 クリーンセンター解体工事を実施するにあたり、長年使用してきた重油地下タンクを当初納品時の現状に復旧するための作業として、修繕料との認識でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約及び支払いが終了しているためです。 令和3年度施設閉鎖により、令和4年度から同様の契約はありません。</p> <p>3 再発防止策の内容 課内で財務会計事務の研修を実施、情報共有し改善に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ア 下記について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EM活性液補充のための寺田ポンプ購入 ・クリーンセンター油圧ユニット配管油回収作業
措置等の内容
<p>1 原因 <ul style="list-style-type: none"> ・EM活性液補充のための寺田ポンプ購入 相手方との打合せ時に納品まで1ヶ月以上かかるとのことでしたので、契約日も合わせて作成したためです。 ・クリーンセンター油圧ユニット配管油回収作業 令和4年1月下旬から2月上旬にかけて廃棄物対策課内でクラスターが発生し、職員の8割が出勤できず、一時事務作業が滞ったためです。 </p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約及び支払いが終了しているためです。 令和4年度以降は、上記事項がないように対応しています。</p> <p>3 再発防止策の内容 課内で財務会計事務の研修を実施、情報共有し改善に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>イ 下記の契約について、施行令第167条の2第1項第3号を適用して柳川市シルバー人材センターと随意契約を締結しているが、契約事務規則第21条の2に定める公表がされていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EM活性液作成業務委託 ・大和干拓最終処分場除草業務委託

・福祉収集業務委託
措置等の内容
<p>1 原因 総務課調査時に記載を失念していたものと思われます。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約を締結し執行しているためです。 令和5年度以降につきまして、総務課調査時の記載を漏れがないよう徹底します。</p> <p>3 再発防止策の内容 課内で情報共有し、十分検討の上、改善に努めます。</p>

指摘事項 (3) その他
ア 生ごみ処理機器設置補助金及び生ごみ処理容器購入助成金に、柳川市公印規則の規定と相違する公印を使用している。
措置等の内容
<p>1 原因 事務効率の改善のため、生活環境課専用市長印を当課の所管に関する許可との認識のもとに使用しておりました。補助金及び助成金の決定に関して総務課の市長印を使用しなければならないとの条文も見当たらなかったため、この解釈に至りました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 本人へ交付済のため、再交付は行なっていないが、指摘以降は総務課の市長印を使用しています。</p> <p>3 再発防止策の内容 当面は総務課の市長印を使用します。又事務効率の改善に向け、柳川市公印規則の規定の見直しや電子公印の使用を総務課へ求めていきます。</p>

柳川市監査委員告示第5号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和4年12月に実施した建設部（建設課、都市計画課、国土調査課）、上下水道課の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年2月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹

柳川市監査委員 浦川 和久

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部建設課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 職員が旅行命令権者の命令を受けずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
措置等の内容
<p>1 原因 旅行命令簿に記載するのを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後ではありますが、旅行命令権者の決裁を受けています。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、回覧後の押印確認についてチェックを強化します。</p>

指摘事項 (1) 支出事務
イ 令和4年9月30日起票「起工第17号 来迎寺小対米線道路改良工事」に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<p>1 原因 回覧後の押印確認が不足していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後ではありますが、会計管理者の確認を受けています。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、回覧後の押印確認についてチェックを強化します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 市町村向け道路橋維持管理システム利用に関する契約について、予定価格が設定されていない。また起案文書に随意契約の根拠規定が記載されておらず、契約保証金についても免除の根拠規定が記載されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 予定価格、随意契約及び契約保証金免除の根拠規定の記載を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約を締結しているためです。</p>

3 再発防止策の内容

課内で「柳川市契約事務規則」を確認し、再発防止を徹底します。

指摘事項 (3) その他

ア 市営住宅入居手続きについて、市営住宅管理条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する連帯保証人の要件を満たさない者を連帯保証人としているものがある。(前年度指摘事項)

措置等の内容

1 原因

市営住宅管理条例第 11 条第 1 項第 1 号に「市内に居住し、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者の連帯保証人の連署する入居請書を提出すること」と規定されていますが、近年、市内に連帯保証人を頼める人がいないなどの相談が多いため、市外居住者でも認めておりました。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

既に市外の連帯保証人をたてて入居してあるため。

3 再発防止策の内容

市外に居住している方も連帯保証人と認める条例改正の必要性を感じておりますので、今後検討していきます。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部都市計画課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 柳川駅東口駐車場駐車料金 12 月分に係る調定決議書の起票日が、令和 4 年 1 月 13 日と遅れている。
措置等の内容
<p>1 原因 1 月 1 日で起票すべきところを、受託者からの送付メールの発信日で起票していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 収入が確定しているため不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 指摘事項について課内で情報を共有しました。今後この様な事が無いよう適正な事務処理の徹底に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア カラーLEDプリンター賃貸借契約については長期継続契約であるが、財務規則第 4 条に規定する財政課長を経た総務部長の合議がない。また、見積依頼起案文書の設計金額が 10 万円以上のため部長決裁となるが、課長決裁されている。
措置等の内容
<p>1 原因 事務決裁規程第 4 条『課長の共通専決事項』(12) 軽易な器具及び機械の賃借 に該当すると誤って判断しておりました。また、財政課長を経た総務部長の合議については失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 起案文書を部長決裁で差し替えを行い、事後にはなりますが財政課に説明し、財政課長を経て総務部長の合議をもらいました。</p> <p>3 再発防止策の内容 事務決裁規程と財務規則を課内職員で確認を行いました。今後この様な事が無いよう、適正な契約事務処理の徹底に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
イ 柳川市民文化会館北側及び御花南側遊歩道清掃等業務委託契約に係る予定価格の設定が行われていない。

措置等の内容
<p>1 原因 単価契約のため不必要であるとの思い込みが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約、施行済みのため不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務規則等を課内で確認しました。今後は適正な契約事務処理の徹底に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ウ 西鉄柳川駅自由通路エスカレーター保守点検業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。
措置等の内容
<p>1 原因 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると誤って判断していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約、施行済みのため不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務規則等を課内職員で確認を行いました。今後このような事が無いようチェック体制を強化し、適正な契約事務処理の徹底に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
エ 西鉄柳川駅東口駐車場運営管理業務委託契約について、見積書に添付された委任状の代理者印と見積書に押印された印鑑が相違している。また、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。
措置等の内容
<p>1 原因 印鑑の相違については確認を怠っていたものです。また、支払い遅延利息については、受託者が準備をした契約書の様式で契約を締結したのが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約、施行済みのため不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 チェック体制の強化を図るとともに、指摘箇所を改めるよう受託者と協議します。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
ア 大和町徳益地内一筆面積計算書作成業務委託契約について、予定価格調書を入れた封書が厳封されないまま契約締結に係る起案文書を起案し、決裁している。
措置等の内容
<p>1 原因 予定価格調書の封印確認をせず、決裁処理を進めたことが原因であるため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約締結後並びに支払済みであるため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務規則に則り、担当職員の対応を確認し、決裁後の確認を課内で徹底します。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
イ 地籍調査事業電子計算機処理システム賃貸借契約の契約保証金を免除しているが、根拠規定に合致していない。
措置等の内容
<p>1 原因 柳川市契約事務規則第 29 条第 1 項第 3 号と記載すべき部分を、2 号と誤って記載していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約締結後並びに支払済みであるため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務規則に則り、担当職員の対応を確認し、決裁後の確認を課内で徹底します。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
ウ 国土調査事業立会時地権者関係人及び推進委員傷害保険契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び 2 号を根拠に随意契約しているが、内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し適用号数を正しく記載されたい。
措置等の内容
<p>1 原因 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 6 号による契約と表記する箇所を第 1 号及び 2 号と</p>

<p>誤って記載したため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約締結後並びに支払済みであるため。</p> <p>3 再発防止策の内容 随意契約に関連する地方自治法施行令に則り、担当職員の対応を確認し、 決裁後の確認を課内で徹底します。</p>

<p>指摘事項 (1) 契約事務</p>
<p>エ 用途廃止財産売払について、契約日や売上代金の納付期限を訂正しているが、契約書の訂正に当たり、買受人の押印がないものや買受人の押印はあるものの市長印の押印がないものがある。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 契約書の訂正については、双方の押印が必要であるが、間違った方の訂正印のみで訂正されると認識していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約締結完了し、払下げ料も納入され、所有権移転登記も完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務規則について、職員並びに課内にて相互理解を深める。また、不明な点や判断に迷う場合は単独で行わず、必ず、複数で対応するよう徹底します。</p>

<p>指摘事項 (2) その他</p>
<p>ア 下記の業務計画書について、収受処理や供覧が行われていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和町豊原地内国土（地籍）調査業務委託 ・大和町徳益地内国土（地籍）調査業務委託（G・H行程）
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 収受処理や供覧を行わずに担当職員のみで、書類を確認していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 業務計画書を収受処理や供覧を行った。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当職員のみで確認せず、課内で収受処理や供覧を行います。</p>

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

上下水道課（水道事業）

指摘事項 (1) 契約事務
ア 下記の契約について、契約事務規則第 29 条第 7 号により契約保証金を免除しているが、根拠規定に合致していない。 <ul style="list-style-type: none">・ 上水道施設管理台帳システムソフトウェア保守業務委託・ 次亜注入設備保守点検業務委託
措置等の内容
1 原因 条項を誤って記載したもの
2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 既に締結した契約のため
3 再発防止策の内容 関連法令や事務の理解を深め、また、チェック体制の強化を図る等、課内研修を実施した。

指摘事項 (1) 契約事務
<p>ア 下記薬品について、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号を根拠に随意契約しているが、内容が合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し適用号数を正しく記載されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化アルミニウム ・ポリ硫酸第二鉄 ・高分子凝集剤
措置等の内容
<p>1 原因 契約事務規則の認識不足と決裁時における確認不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後処理ではありますが、決裁権者の承認を受け、誤記している号数を正しい適用号数へ訂正を行っております。</p> <p>3 再発防止策の内容 起案を行う際、担当者だけではなく係全体で柳川市随意契約ガイドラインによる適用条項等の確認を行い、決裁の過程におきましても十分な確認のうえ、契約締結までの事務処理を進め再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
<p>イ 浄化センター消防用保安点検業務委託について、予定価格調書を入れた封書が未開封のまま、契約締結伺が作成されていない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 予定価格表の未開封については、設計価格が予定価格となることから設計書記載の価格で事務処理を進め、予定価格表開封を失念したことによるものです。 また、契約金額が 10 万円以下の場合においては、契約書の作成を省略できることから契約締結伺についても省略できるものと誤認識していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 未開封の予定価格表は、開封を行い設計価格と予定価格が一致していることを確認しました。 既に契約済のため、来年度以降の契約からご指摘の点について反映させたいと思います。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当者の事務処理を過信することなく複数の職員で確認を行うように徹底します。 また、柳川市随意契約ガイドラインを熟読し、随意契約の手順に従い契約を行い再発防止に努</p>

めます。

指摘事項 (2) 支出事務

ア 令和4年3月15日起案の予定価格が3万円を超える物品購入について、伺兼依頼書が作成されていない。

措置等の内容

- 1 原因
当該文書は作成されていましたが、本来保存されるべき場所とは違う場所に保管されていました。
- 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
当該文書を正しい場所に保管しました。
- 3 再発防止策の内容
当該文書に限らず、決裁後は速やかに文書をキャビネットに保存することとしました。

指摘事項 (3) その他

ア 福岡県内市下水道推進協議会負担金について、收受処理や供覧が行われていない。

措置等の内容

- 1 原因
処理担当者の收受処理に対する意識が欠けていました。
- 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』
收受及び供覧処理を行いました。
- 3 再発防止策の内容
当該文書に限らず、文書の收受及び供覧処理を徹底することとしました。

指摘事項 (3) その他

イ 公共下水道に係る技術的援助（現地技術指導）に関する協定について、起案文書の決裁日及び施行日、協定書中業務の施行期間の開始日と締結日を明らかに消した上で訂正している。

措置等の内容

- 1 原因
協定書等の証拠書類に記載した文字訂正の認識が不足していました。
- 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』
既に協定を締結しているため、不措置としています。
- 3 再発防止策の内容
財務規則を再度確認し、適正に事務処理を行い再発防止に努めます。

柳川市監査委員告示第8号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和5年1月に実施した教育部（学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館）、小学校（東宮永小学校、矢留小学校、両開小学校、蒲池小学校、有明小学校、六合小学校、豊原小学校、藤吉小学校、ニッ河小学校、中山小学校）、中学校（蒲池中学校、柳南中学校、大和中学校）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年3月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課

指摘事項 (1) 契約事務
ア 各小学校用の机・椅子の購入伺について、予定価格が 80 万円を超えているが起案文書ではなく伺兼依頼書により処理している。
措置等の内容
<p>1 原因 物品購入伺兼依頼書で決裁していたため、起案文書は不要と認識しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約の履行が終了しているため現状のとおりとします。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後このようなことが無いよう、「柳川市契約事務規則」を確認し、適正に事務処理いたします。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
イ GIGA スクールサポーター派遣業務委託契約の契約保証金について「契約事務規則第 29 条第 1 号により免除する」としているが、根拠としている規定に合致していない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約書の契約保証金の記載誤りになります。この契約については、受注者の履行実績を考慮して、契約事務規則第 29 条第 3 号にすべきところを誤って記載していました。契約書の内容の確認不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約の履行が終了しており、契約変更の手続きは不可能なので現状のとおりとします。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後このようなことが無いように、契約書作成の際に必ず「柳川市契約事務規則」を確認し、適正に事務処理いたします。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
ウ 下記の契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ニッ河小学校浄化槽原水ポンプ修理 ・昭代第一小学校電話機修理

措置等の内容	
1	原因 本契約の締結にあたっては、法施行令第167条の2第1項第5号を適用して処理すべきところを、同第1号が適用できるものと条文を読み間違えておりました。
2	措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約の履行が終了しており、契約変更の手続きは不可能なので現状のとおりとします。
3	再発防止策の内容 今後このようなことが無いように、随意契約を締結しようする際には必ず「地方自治法施行令第」及び「柳川市契約事務規則」を確認し、随意契約ガイドラインに沿って適正に事務を処理いたします。

指摘事項 (1) 契約事務	
エ	下記の契約について、施行令第167条の2第1項第5号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。 <ul style="list-style-type: none"> ・蒲池小学校体育館カーテン修理 ・豊原小学校体育館屋根防水修理 ・蒲池中学校空調機デマンドコントロール装置修理 ・蒲池小学校プール機械室ドア修理
措置等の内容	
1	原因 本件の契約にあたっては、施行令第167条の2第1項第5号が適用できるものと判断しておりましたが、随意契約ガイドラインを読み間違え、適用可能と判断しておりました。
2	措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約の履行が終了しており、契約変更の手続きは不可能なので現状のとおりとします。
3	再発防止策の内容 今後このようなことが無いように、随意契約を締結しようする際には必ず「地方自治法施行令第」及び「柳川市契約事務規則」を確認し、随意契約ガイドラインに沿って適正に事務を処理いたします。

指摘事項 (2) 財産管理	
ア	大和小学校のミーティングルーム利用申請について、冷暖房使用料の算定を誤っているものがある。
措置等の内容	
1	原因 学校での受付の際、冷暖房使用料算定の単価間違いによるものです。
2	措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 余分に支払われた分については、使用者へ返還致します。

3 再発防止策の内容

学校施設利用許可申請書を受理する際は、その都度利用単価を確認することとします。
また、学校への事務処理説明会も継続的に行ってまいります。

指摘事項 (3) その他

ア 各種負担金等の納入に係る文書について、収受処理や供覧が行われていないものがある。

措置等の内容

1 原因

供覧済みであることを確認せずに保管していました。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』

事後になりましたが供覧いたしました。

3 再発防止策の内容

文書受付時に直ちに供覧します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（大和学校給食共同調理場）

指摘事項（1） 契約事務
ア 中央監視シャットダウン用 UPS 本体取替の請書について、件名が訂正されているが訂正印の押印がない。
措置等の内容
<p>1 原因 請書を作成したとき、十分に内容を確認することを怠っていました。契約締結後に件名について UPS 本体取替を USP 本体取替と誤って作成したことに気づき訂正を行いました。相手側からの訂正印をもらうのを失念していたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 契約が終了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 請書作成の際には、十分に精査して作成します。</p>

指摘事項（1） 契約事務
<p>イ 排水処理施設等維持管理業務委託契約について、下記のものがある。適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を随意契約の根拠規定としているが、内容が合致していない。 ・契約事務規則第 29 条第 7 号を契約保証金免除の根拠規定としているが、内容が合致していない。
措置等の内容
<p>1 原因 ・前年度と同様に施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号で契約を行いました。 ・契約事務規則第 29 条第 7 号については、契約相手方の契約書を使用しており、契約書の内容を十分に確認するのを怠ったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 ・契約締結済であるため。</p> <p>3 再発防止策の内容 ・契約事務については、学校教育課内で検討した結果、5 年度は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の随意契約を予定しております。 ・契約事務規則第 29 条第 7 号については、第 29 条第 3 号の誤りであり、今後は契約締結前に内容を精査します。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（三橋学校給食共同調理場）

指摘事項（1） 契約事務
ア 排水処理施設等維持管理業務委託契約について、施行令第167条の2第1項第2号を随意契約の根拠規定としているが、内容が合致していない。
措置等の内容
<p>1 原因 前年度と同様に2号で契約を行いました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 契約締結済であるため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務については、学校教育課と協議した結果、令和5年度は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の随意契約を予定しております。</p>

指摘事項（1） 契約事務
イ 残さい処理業務委託について、施行令第167条の2第1項第1号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約の際に、関係法令をよく確認せずに契約してしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 契約が終了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後、契約の際は関係法令をよく確認して契約締結します。</p>

指摘事項（1） 契約事務
ウ 電話機等賃貸借契約は長期継続契約とされているが、契約書に翌年度以降の予算の減額又は削除による契約解除条項が付記されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 関係法令等をよく読み込まずに契約したため、契約解除条項の付記を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 契約締結済であるため。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、関係法令等をよく読み込み、今後このようなことが無いようにします。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部図書館

指摘事項 (1) 支出事務
ア 令和4年11月28日の大川市への旅行に係る旅費について、自家用車を使用しているが、往復距離を誤って算出している。
措置等の内容
<p>1 原因 当該旅行は本館から職員2名、三橋図書館から職員1名が参加しました。本館からの距離数を記載する際、誤って三橋図書館からの距離数を記載しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済み』 旅行命令簿について、本館職員2名の距離数を訂正し、旅費の超過分を戻入しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 他自治体への自家用車を使用する旅行については、「柳川市職員の公務旅行での自家用車使用に関する取扱要領の別に定める基準表」の確認を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア エレベータ保守点検業務契約について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約書の内容を、精査していませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済み』 契約書の内容の一部（遅延利息の率）を変更する契約を結びました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約締結伺起案時に契約書内容の確認を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
イ 昭代分館、蒲池分館パフォーマンス契約書に収入印紙の貼付がない。
措置等の内容
<p>1 原因 収入印紙が貼付されているかどうかの確認を怠っていました。</p>

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済み』

事後になりましたが、収入印紙を貼付しました。

3 再発防止策の内容

契約締結後、契約書の収入印紙の有無の確認を徹底します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（蒲池小学校）

指摘事項 (1) 契約事務
ア 支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていないものがある。
措置等の内容
1 原因 教育部の確認を受けており、その際に会計管理者の確認も受けているものであると見誤ったためです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、会計管理者の確認を受けました。
3 再発防止策の内容 教育部や会計管理者の確認を受け、所属に書類が返却される際に、必ず確認を受けているか（押印の有無）を点検します。 確認を受けていない（押印のない）ものがあれば、再度提出し確実に確認を受けることで再発防止を図ります。

柳川市監査委員告示第12号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和5年2月に実施した保健福祉部（福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年4月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部福祉課

指摘事項 (1) 契約事務
ア 緊急通報システム事業業務委託契約に係る予定価格の設定日が、見積書の日付より後になっている。
措置等の内容
<p>1 原因 令和4年度の事業ということで、予定価格設定の日付けを契約年度の4月1日としていたことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約を締結し、委託業務を行っているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則や契約事務規則及び地方自治法施行令等を遵守するとともに、財務事務内容を再度確認し、今後、誤りがないよう課内で徹底を図ります。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
イ 障害福祉システム制度改正対応業務委託契約について、施行令第167条の2第1項第1号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。
措置等の内容
<p>1 原因 施行令第167条の2第1項第2号の誤りです。確認を怠ったことが要因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に随意契約を締結し、業務を完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則や契約事務規則及び地方自治法施行令等を遵守するとともに、財務事務内容を再度確認し、今後、誤りがないよう課内で徹底を図ります。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
ウ 介護予防事業「脳の健康教室」の業務委託契約書と一緒に綴られている学習療法等導入実施契約書において、「(以下「甲」といいます。)」の前述に記載すべき「甲」の氏名の記載がない。
措置等の内容
<p>1 原因 業務委託契約書の甲欄の記載だけ記入し、一緒に綴られている学習療法等導入実施契約書の甲欄があることを見落とししていた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 定期監査による指摘後に相手方の契約書も確認し、記載しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則や契約事務規則及び地方自治法施行令等を遵守するとともに、財務事務内容を再度確認し、今後、誤りがないよう課内で徹底を図ります。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
エ 下記について、契約金額は1,000万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。 ・ケアトランポリン健康教室業務委託 ・介護予防事業業務委託
措置等の内容
<p>1 原因 財務規則第4条の規定を失念していたことが要因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 定期監査による指摘後に財政課長を経て総務部長の合意を得ました。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則や契約事務規則及び地方自治法施行令等を遵守するとともに、財務事務内容を再度確認し、今後、誤りがないよう課内で徹底を図ります。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
オ 福祉ホーム事業補助金について、柳川市補助金等交付規則第 15 条に規定する補助事業実績調査報告書（様式第 8 号）の作成が行われていない。
措置等の内容
<p>1 原因 柳川市補助金等交付規則第 15 条に規定の確認不足が原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 定期監査による指摘後に補助事業実績調査報告書を作成しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則や契約事務規則及び地方自治法施行令等を遵守するとともに、財務事務内容を再度確認し、今後、誤りがないよう課内で徹底を図ります</p>

指摘事項 (1) 契約事務
カ 手提げ紙袋購入について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を随意契約の根拠規定としているが、内容が合致していない。
措置等の内容
<p>1 原因 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の要件内容の確認を失念していたことが要因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 既に契約し、納品され支払いが完了のため。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則や契約事務規則及び地方自治法施行令等を遵守するとともに、財務事務内容を再度確認し、今後、誤りがないよう課内で徹底を図ります。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
キ 予定価格が3万円を超える介護予防普及パンフレット購入にあたり、見積書を徴取せず、契約締結伺書も作成されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱の第7条の3万円を超え80万円以下の物品の購入方法の内容の確認を失念していたことが要因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に納品され支払い完了のため。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱、財務規則や契約事務規則及び地方自治法施行令等を遵守するとともに、財務事務内容を再度確認し、今後、誤りがないよう課内で徹底を図ります。</p>

指摘事項 (2) その他
ア 柳川市社会福祉協議会事業補助金（後期分）の請求について、收受処理（供覧）が行われていない。
措置等の内容
<p>1 原因 收受処理（供覧）については失念をしておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 定期監査による指摘後となりましたが、收受処理（供覧）を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、柳川市文書管理規程を遵守し、事務に遺漏のないよう徹底を図ります。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部子育て支援課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 地域子育て支援拠点施設リーフレット作成業務委託について、予算が確保されないまま支出負担行為書を起票している。
措置等の内容
1 原因 見積依頼の時点で、予算流用の必要性は認識していたものの、他の業務と並行して事務を進める中で流用処理を失念したために遅延し、また起票時に日付の整合性も確認していなかったことが原因です。
2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 すでに支払い済みです。
3 再発防止策の内容 事務処理における手順や整合性については、細心の注意をもって確認を行います。

指摘事項 (2) 契約事務
ア スポットビジョンスクリーナ購入について、契約事前伺いを会計年度開始前に行っている。
措置等の内容
1 原因 年度当初に早期に購入するために、新年度に入ってから行うべき契約事前伺いを誤って前年度に実施してしまいました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 既に契約締結しているため。
3 再発防止策の内容 契約事務規則を再度確認します。

指摘事項 (2) 契約事務
イ 母子手帳アプリ利用料契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金についての記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。
措置等の内容
<p>1 原因 柳川市契約事務規則第 29 条第 3 号の規定により契約保証金の納付を免除しています。契約書、起案書共に契約保証金の免除について記載することを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 既に契約締結しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約締結時には、再度契約事務規則を確認します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ウ 保育所等防犯対策強化整備事業費補助金交付申請書に、理由書の添付がないものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 施設とのヒアリングにより交付理由を確認し、交付決定したため</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 交付決定済みのため</p> <p>3 再発防止策の内容 交付決定に際し、確認が必要な事項は、ヒアリング等によるだけでなく書類の提出を求めることを徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務

エ 地域子育て支援拠点施設について、下記のものがある。

- (1) 警備業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。
- (2) 警備業務委託契約及び浄化槽維持管理業務委託契約については長期継続契約とされているが、契約書に翌年度以降の予算の減額又は削除による契約解除条項が付記されていない。また、財務規則第 4 条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。

措置等の内容

1 原因

契約事務に関する知識不足と規定等の確認不足

2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』

すでに契約済みであり、令和 5 年度の必要な予算も確保できているため

3 再発防止策の内容

契約事務の執行については、財務規則や契約事務規則等の規定を十分に確認の上、慎重に行います。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部健康づくり課

指摘事項 (1) 収入事務
<p>ア 下記について、調定決議書が財務規則第 25 条第 1 項に規定された適正な時期に起票されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保国庫負担金（令和 2 年度繰越分） ・公衆栄養学実習委託料
措置等の内容
<p>1 原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保国庫負担金（令和 2 年度繰越分）については、負担金の概算請求書提出依頼文書を受け取り、その後負担金の概算請求書を提出した日が調定決議書の起票日と誤認していたためです。 ・公衆栄養学実習については、実習期間終了後、相手方に委託料の納入を依頼した日付（10 月 17 日）で起票しておりました。 <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に調定決議書の決裁が承認されているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>財務規則を再度確認し、適正な時期に事務を行うよう努めます。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
<p>ア 職員が旅行命令権者の命令を受けずに、大牟田市へ公用車を使用し旅行をしているものがある。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>旅行命令を受けての旅行でしたが、職員の確認不足により、旅行命令書に既に記載しているとの思い込んだ事が原因であったと思われます。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>事後になりましたが、旅行命令書に追記を行い旅行命令権者の決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後は、財務起票時に再度、旅行手段の確認、旅行命令書への記載の有無を確認し、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
イ 令和4年11月28日の福岡市への旅行に係る旅費について、自家用車を使用しているが、誤って公共交通機関で算出している。
措置等の内容
<p>1 原因 職員の確認不足により、公共交通機関で申請しているとの思い込みが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 自家用車での旅行に係る旅費と公共交通機関での旅行に係る旅費の差額を算定し、不足分の支払処理を済ませました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、旅行予定者の旅行出発時等に再度、旅行手段の確認、旅行命令の申請の有無を確認し、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ア インフルエンザ予防接種業務委託契約の締結に当たり、契約締結日が決裁日より前になっているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 契約締結日が決裁日より前になっているのは、相手方がインフルエンザ予防接種の実施開始日を記載していたもので確認が不十分でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に適正に契約を履行し、契約期間を過ぎているため、事後措置はしていません。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後このような事が無いようチェック体制を強化し、適正な契約事務処理を図ります。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>イ 下記について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種助成券使用によるインフルエンザ予防接種委託契約 ・ 定期予防接種業務委託契約 ・ 施設予防接種業務委託契約 ・ 国民健康保険脳ドック健診業務委託契約 ・ 国民健康保険生活習慣病予防健康診査（集団検診）業務委託契約 ・ 国民健康保険特定健康診査（集団検診）業務委託契約 ・ 国民健康保険生活習慣病予防健康診査業務委託契約 ・ 産業廃棄物収集・運搬委託、産業廃棄物処理委託契約
措置等の内容
<p>1 原因 上記契約は契約事務規則第29条3号に該当するもので、契約保証金の免除の対象となりますが、契約締結起案文書、および契約書への記載を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に適正に契約を履行し、契約期間を過ぎているため、事後措置はしていません</p> <p>3 再発防止策の内容 課内で「柳川市契約事務規則」を確認し、再発防止を徹底します。また、契約締結の文書起案時の確認を徹底し、適正な契約事務処理を図ります。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>ウ 健康保険法施行規則等の一部改正対応業務委託について、見積依頼日が見積依頼起案文書の起案日より前になっている。</p>
措置等の内容
<p>1 原因 一部改正があると事前に分かっておりましたので、通知が来る前に準備しておりましたが、その際に見積依頼文書の作成日のままにしておりました。本来、決裁日に変更すべきところを失念していたのが原因です。今後は適正な契約事務を行います。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に適正に契約を履行し、契約期間を過ぎているため、事後措置はしていません</p> <p>3 再発防止策の内容 今後この様な事が無いようチェック体制を強化し、適正な契約事務処理を図ります。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
エ 予定価格が10万円を超える事業状況報告・調交申請書等作成システム改修業務委託契約について、1者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者選定理由の記載がない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約の相手方はシステムの開発者で、本業務はシステムの開発者のみが遂行できます。契約の相手が決まっていたので、記載を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に適正に契約を履行し、契約期間を過ぎているため、事後措置はしていません</p> <p>3 再発防止策の内容 随意契約については、総務課が作成している「柳川市随意契約のガイドライン」等を参考に、適切な事務処理を図ります。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
オ 国民健康保険生活習慣病予防健康診査（集団検診）業務委託契約について、契約書第2条の実施期間等を誤記している。
措置等の内容
<p>1 原因 前年度のデータを引用したため、よく確認せず作成したのが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に適正に契約を履行し、契約期間を過ぎているため、事後措置はしていません</p> <p>3 再発防止策の内容 契約締結伺起案時に契約書内容の確認を徹底します。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部人権・同和対策室

指摘事項 (1) 支出事務
ア 自家用車同乗の旅行について、命令権者の承認を受けずに旅行しているものがある。
措置等の内容
1 原因 確認を怠っていた。
2 措置内容の概要 措置の状況 『 措置済 』 持ち回り、事情を説明し必要な事務処理を行った。
3 再発防止策の内容 職場で契約事務規則・事務決済規程・会計事務などの事務処理等について研修を行い、再発防止に努める。

指摘事項 (1) 支出事務
イ カーテン・ブラインドの備品購入に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。
措置等の内容
1 原因 失念していた。
2 措置内容の概要 措置の状況 『 措置済 』 持ち回り、事情を説明し必要な事務処理を行った。
3 再発防止策の内容 職場で契約事務規則・事務決済規程・会計事務などの事務処理等について研修を行い、再発防止に努める。

指摘事項 (2) 契約事務

ア 橋本集会所浄化槽維持管理業務委託契約について下記のものがある。

- (1) 長期継続契約とされているが、契約書に翌年度以降の予算の減額又は削除による契約解除条項が付記されていない。
- (2) 財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。
- (3) 契約書について、第7条の条文に誤りがある。

措置等の内容

1 原因

確認不足だった。

2 措置内容の概要 措置の状況 『 措置済 』

持ち回り、事情を説明し財政課長を経た総務部長合議を行った。

また、契約書については相手方に説明し、修正した。

3 再発防止策の内容

職場で契約事務規則・事務決済規程・会計事務などの事務処理等について研修を行い、再発防止に努める。

柳川市監査委員告示第14号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和5年3月に実施した産業経済部（農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課）、農業委員会の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年5月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹
柳川市監査委員 浦川 和久

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 農政課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 畜産飼料高騰緊急対策事業補助金等交付申請書に申請者の押印がないまま処理しているものがある。
措置等の内容
1 原因 受付時の内容確認が不足したものです。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 押印し不備な箇所を改めました。
3 再発防止策の内容 受付時の記載内容の点検、交付申請の受付、交付決定の決裁における確認の徹底を行います。

指摘事項 (2) 契約事務
ア 有明海域有害鳥獣捕獲業務委託契約について、予定価格の設定が行われておらず、見積書も徴取されていない。
措置等の内容
1 原因 予定価格の設定、見積書の徴取を失念していたものです。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に委託契約を締結しているため。 次回より、予定価格の設定、見積書の徴取を行うよう改めます。
3 再発防止策の内容 課内で契約事務について充分理解を深め、決裁における確認を徹底します。

指摘事項 (2) 契約事務
イ ふれあい農園除草作業等業務委託契約の契約保証金免除について、契約事務規則第 29 条第 1 項第 7 号及び第 11 号該当としているが、第 11 号は根拠規定に合致していない。
措置等の内容
1 原因 適用条項を契約事務規則第 29 条第 1 項 7 号及び 11 号としていたことについて、「その他契約」に該当すると判断し 11 号を適用したものでした。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 この契約については、7 号適用が相応しく、起案文書並びに契約書を訂正しました。
3 再発防止策の内容 課内で契約事務について充分理解を深め、決裁における確認を徹底します。

指摘事項 (3) その他
ア 令和3年度福岡県農業振興対策事業補助金（農業機械・施設災害復旧支援事業（令和3年8月大雨災害支援対策））年度終了実績報告書（繰越分）について、福岡県知事宛の報告書の日付を誤っている。
措置等の内容
<p>1 原因 日付の記載誤り、並びに確認漏れによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 正しい記載内容に改め再提出しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 作成時の記載内容の点検、決裁における確認の徹底を行います。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 水路課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 令和3年度福岡県農村整備総合事業(流域湛水減災対策事業)補助金の調定決議書作成にあたり、予算区分を誤り繰越明許とすべきところ現年度として処理している。
措置等の内容
<p>1 原因 予算区分の確認を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査委員指摘の後、速やかに予算区分の訂正を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 伝票作成の際は、作成者、係長以上で確認し、誤りがないよう努めます。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ア 職員が旅行命令権者の命令を受けずに、公用車を使用し旅行しているものがある。
措置等の内容
<p>1 原因 旅行命令権者の承認を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査委員指摘の後、速やかに命令権者の承認を追認しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 旅行命令前に本人、係長以上で注意し、命令権者が承認することとします。また、再度水路課内で、命令権者の確認を行います。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ア 市内排水機場自家用電気工作物保安管理業務委託契約については長期継続契約とされているが、財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。
措置等の内容
<p>1 原因 財務規則の理解不足により、総務部長合議を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査委員指摘の後、速やかに総務部長の合議について追認しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 課内で再度財務規則の周知を行います。</p>

指摘事項 (3) 契約事務

イ 下記の契約について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

- ・外平排水機場発電機用ディーゼルエンジン入替
- ・橋本排水機場オイル交換
- ・危険物看板取替え業務
- ・六合南部排水機場エンジンオイル入替
- ・中島住吉排水機場温度計交換

措置等の内容

- 1 原因
契約事務規則の理解不足と総務課通知の確認不足によるものです。
- 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』
契約後、すべて支払いが確定しているため、措置しておりません。
- 3 再発防止策の内容
契約書を作成する場合は、内容を複数人で確認し、誤りがないよう努めます。また、契約事務規則を再度、課内で周知します。

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 水産振興課

指摘事項 (1) 支出事務
ア 令和4年11月29日起案の物品購入伺兼依頼書の審査・検査欄が未決裁である。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>既に課長決裁済みと思込み事務処理をしておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』</p> <p>事後になりましたが、課長が物品を確認し決裁処理を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後は文書をファイルに保存する際に、再度、決裁もれがないか確認し、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 漁港等の清掃業務委託契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>契約事務において、</p> <p>本契約において契約金額が30万円以下であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるため、契約保証金の免除の対象になると考えておりました。</p> <p>そのため、起案文書及び契約書へ契約保証金についての記載を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>契約締結後、既に履行を完了しているため、不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後の契約においては、起案文書において保証金の取り扱いについて決裁を受け、契約書に契約保証金について記載するように致します。</p> <p>さらに、契約事務における契約保証金について記載することを周知徹底します。</p>

指摘事項 (3) その他
ア 漁業者支援原油価格・物価高騰対策事業補助金の起案文書の保存区分について、文書管理規程第 35 条に規定する基準表の保存期間とされていない。
措置等の内容
<p>1 原因 漁業者支援原油価格・物価高騰対策事業補助金事務は、緊急対策で定期的な事務でなかったことから、既存の簿冊で対応したことによるもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後ではありますが、柳川市文書管理規定第 35 条に規定する別表第 2 と照合し、起案文書の保存区分を 3 年から 5 年へ修正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、柳川市文書管理規定に基づき、起案文書の保存区分についてチェックを注視し、誤りがないよう再発防止に努めます。</p>

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 商工・ブランド振興課

指摘事項	支出事務
ア	下記の補助金の交付決定について、財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。 <ul style="list-style-type: none">・柳川よかもんまつり事業補助金・令和4年度プレミアム商品券事業補助金（柳川商工会議所）・令和4年度プレミアム商品券事業補助金（柳川商工会）
措置等の内容	
1	原因 財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長合議について、失念しておりました。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりますが、財政課に説明し、財政課長を経て総務部長の合議をもらいました。
3	再発防止策の内容 財務規則を課内職員で確認を行いました。今後はこの様な事が無いよう、適正な事務処理に努め、課内チェック体制を徹底します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 観光課

指摘事項 (1) 収入事務
ア 月ぎめ駐車利用使用料の調定決議書が財務規則第 25 条第 1 項に規定された適正な時期に起票されていない。
措置等の内容
1 原因 起票日を誤って調定決議書を起票しておりました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後となりましたが、調定No.37011 の起票日を 10 月 24 日、調定No.38405 の起票日を 11 月 1 日で訂正致しました。
3 再発防止策の内容 起票時に許可日と起票日の確認を再度行うなど、今後は、適切な処理に努めます。

指摘事項 (2) 支出事務
ア 柳川観光第 2 のエンジン創出事業「チャレンジキャンパス柳川」フォローアップ事業委託の支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。
措置等の内容
1 原因 失念しておりました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、会計課へ提出し、会計管理者より決裁をいただきました。
3 再発防止策の内容 今後は、このようなことのないよう、適切な処理に努めます。

指摘事項 (2) 支出事務
イ 職員が旅行命令権者の命令を受けずに、公用車を使用し旅行をしているものがある。
措置等の内容
1 原因 失念しておりました
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、旅行命令簿に記入を行い、命令権者に決裁をいただき、旅行命令を受けました。なお旅費については支出済みです。
3 再発防止策の内容 今後は、このようなことのないよう、適切な処理に努めます。

指摘事項 (3) 契約事務
ア 泉源地3号井戸施設設備異常遠隔監視システム取替修繕契約書において、契約保証金免除の根拠規定の適用号数が誤記されている。
措置等の内容
<p>1 原因 確認不足のためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 契約締結済みであり、事業が完了しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約行為を行なうにあたっては、契約締結前に契約内容を再度確認するなど適切な処理に努めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>イ 下記契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光関連施設除草等清掃業務委託契約 ・中山大藤交通誘導警備業務委託契約 ・ひまわり園交通誘導警備業務委託契約 ・ひまわり園特別管理業務委託契約 ・有明花の里管理業務委託契約 ・むつごろうランド夜間管理業務委託契約 ・むつごろうランド施設管理業務委託契約 ・むつごろうランド清掃業務委託契約 ・むつごろうランド農場圃場管理業務委託契約 ・市営観光駐車場設備保守業務委託契約
措置等の内容
<p>1 原因 確認不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 契約締結済みであり、事業が完了しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約行為を行うにあたっては、契約内容を再度確認するなど適切な処理に努めます。</p>

<p>指摘事項 (3) 契約事務</p>
<p>ウ 中山大藤交通誘導警備業務委託契約について、予算が確保されないまま見積りを依頼している。</p>
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因 交通誘導員の配置につきましては、最大の配置人数を設定し、実際にはお客様の入込状況や天候、駐車場の利用可否によって配置人数を都度変更しているところです。 最大人数を配置した際に予算額を超えることを確認不足のまま見積り依頼を行ってしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 事業が完了しているためです。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約行為を行うにあたっては、予算額や契約内容を再度確認するなど適切な処理に努めます。</p>

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

農業委員会

指摘事項 (1) 支出事務
ア ピンク用紙等購入について、起案前に発注している。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>ピンク用紙等を購入するにあたって、発注を令和4年3月14日に行っているのに対し、前もって作成する物品購入伺兼依頼書の起案、決裁日を誤って令和4年3月15日に行っていたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>すでにピンク用紙等は納品済みで、支払いも完了しているため不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>物品購入伺兼依頼書の起案、決裁の段階で、日付も含め記載事項に誤りがないか事務局職員でチェックを入れ確認を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
ア 公益財団法人福岡県農業振興推進機構の業務の一部について、契約に基づき作成された令和4年度特例事業等に関する受託業務実施(変更)計画書「2.業務実施期間(予定)」の開始日を未記入のまま市長印を押印し提出している。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>上記計画書の開始日について、業務委託契約書の契約締結日と同日の日付を記入すべきところを失念し、未記入のまま相手方に提出していたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>上記については、すでに市への委託費収入が完了しているため不措置です。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>文書起案の段階で、記載事項の漏れがないか事務局職員でチェックを入れ確認を徹底します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務

イ 農業委員会会議規則第 13 条において、「議事録には、会長が指名した 2 人の委員が署名押印しなければならない。」と規定されているが、総会議事録に委員 1 名の署名しかないものがある。

措置等の内容

1 原因

令和 4 年 11 月 10 日に開催された農業委員会総会において、事務局が議事録署名委員の 1 人について署名押印の依頼を失念していたためです。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』

令和 5 年 4 月 10 日に、当該農業委員へ事情を説明し署名押印を終えました。

3 再発防止策の内容

議事録が完成した段階で、署名人からの署名押印を確実に済ませていくよう事務局内で確認を徹底します。

柳川市監査委員告示第15号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和5年4月に実施した議会事務局、消防本部、教育部（生涯学習課）、監査委員事務局の定期監査の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので、別紙のとおり公表します。

令和5年6月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹

柳川市監査委員 浦川 和久

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

議会事務局

指摘事項 (1) 契約事務
ア 会議録作成業務委託契約について、契約書及び起案文書に契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。
措置等の内容
<p>1 原因 契約保証金の記載を失念していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に令和4年度の契約期間が終了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 起案文書や契約書作成の際に、契約保証金の記載について確認を徹底し、事務遺漏のないよう努める。</p>

指摘事項 (1) 契約事務
イ SideBooks 利用に係る契約について、施行令第167条の2第1項第1号及び契約事務規則第21条第6号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。
措置等の内容
<p>1 原因 随意契約の根拠規定の記載誤り。正しくは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び柳川市契約事務規則第23条第1項であった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 起案文書の根拠規定を訂正した。</p> <p>3 再発防止策の内容 起案の際に、適用条項について確認を徹底し、事務遺漏のないよう努める。</p>

指摘事項 (2) 交際費
ア 議長交際費について、前渡資金の預金によって生じた利子を含めて交際費を精算しており、利子分を市の収入として計上していない。
措置等の内容
<p>1 原因 利子分を市の収入として計上することを失念していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 調定決議書及び振替命令書により利子分を市の収入として計上した。</p> <p>3 再発防止策の内容 精算の際に確認を徹底し、事務遺漏のないよう努める。</p>

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

消防本部

指摘事項 (1) 収入事務	
ア	下記の調定決議書が、会計管理者に通知されないまま保管されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・土地使用料（大和町豊原 634 番地 前第 10 分団団員駐車場用地） ・九州電力電柱使用料（本柱 4 本・支線 5 本） ・柳川市消防団第 13 分団格納庫オーバースライダー修理 ・令和 4 年度柳川市消防団分団交付金（1 本部、20 分団）
措置等の内容	
1	原因 職員の勘違いで、決裁が終わったと思い保管したものです。
2	措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 監査指摘後、会計課へ対象書類を提出し、決裁を受けました。
3	再発防止策の内容 必要な各決裁者の所にマーカーを付け、決裁漏れがないように確認をします。また、保管時に全ての決裁が終えているか確認を再度行い保管するようにします。

指摘事項 (1) 収入事務	
イ	救急搬送証明書やり災証明書の調定決議書が財務規則第 25 条第 1 項に規定された適正な時期に起票されていない。
措置等の内容	
1	原因 当該事務担当者が、財務規則第 25 条第 1 項に規定された「調定の時期」を熟知せずに事務を行ったことによります。
2	措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に事務処理が完了しているため。
3	再発防止策の内容 事務担当課内で、再度、財務規則の確認を行い、再発防止に努めます。

指摘事項 (2) 支出事務
ア 広報トイレットペーパー購入について、見積書、納品書、請求書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。
措置等の内容
<p>1 原因 担当者が事務処理を行いやすいよう相手方に依頼したためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に納品され、事務処理が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 事務担当課内で発注等に係る注意事項の確認を行い、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ア 広報トイレットペーパー購入について、伺兼依頼書の決裁日より前に見積を依頼し、契約締結伺書の決裁日より前に発注している。
措置等の内容
<p>1 原因 当該事務担当者が、用品購入について、事務処理の手順を理解しないまま事務を行ったことによります。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に納品され、事務処理が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 事務担当課内で事務処理の手順等を確認し、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
イ 新入団員等のアポロキャップ単価契約について、見積状況調書の内容が見積結果と合っていない。
措置等の内容
<p>1 原因 令和4年度の見積調書を作成していましたが、保存フォルダに参考として保存していた令和3年度を誤って印刷し添付してしまいました。また、確認も落札者に目がいき、他の所への確認が不足していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 作成していた令和4年度の見積調書に差し替えてをしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 書類の各項目に確認のしるし（赤レ点）を入れ、2人が見たら2つ、3人が見たら3つの印が付くようにして確認を徹底します。 保存ホルダーを整理し、データの取扱い誤りがないようにします。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>ウ 下記について、契約書及び起案文書に契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳川消防署（本署、東部出張所）寝具等衛生管理の単価契約 ・特殊業務従事者健康診断等業務委託における単価契約
措置等の内容
<p>1 原因 契約保証金に関しての理解が不足したまま事務を行ったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約期間が満了し、支払いが完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 事務担当課内で、再度、契約事務規則内の契約保証金の取扱いについて確認を行い、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>エ 下記契約締結伺において、契約保証金免除の根拠規定の適用号数が誤記されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬材料消耗品一式購入 ・感染防止衣一式購入
措置等の内容
<p>1 原因 当該事務担当者が、契約保証金免除の根拠規定を熟知しないまま事務を行ったことにより ます。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 契約締結伺書の該当欄を正しい適用号数に訂正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 事務担当課内で、再度、契約事務規則内の契約保証金免除の根拠規定について確認を行い、 再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
オ 東部出張所オーバースライダー保守点検業務委託契約書において、柳川市を「発注者」、相手方を「受注者」としているが、同契約書第1条では「乙」、第2条③では「甲」と表記している。また、条文に記載の別表1及び3が添付されておらず、別表2については、一緒に綴られているが「別表2」の表記がない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約書の文言並びに添付書類の確認が疎かだったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約期間が満了し、支払いが完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 当該契約書を綴る事績に注意書きを示した付箋を貼付しました。また、当該事績を保存しているファイルサーバー内にも、事務処理に関する注意事項を保存しました。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
カ 酸素・空気等充填料及び耐圧テスト料の単価契約について、施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約しているが、契約内容が同規定と合致していない。
措置等の内容
<p>1 原因 随意契約の根拠法令について、見解が誤っていたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 契約に関する起案文の根拠法令の号数を訂正いたしました。</p> <p>3 再発防止策の内容 事務担当課内で今一度、契約内容と随意契約に係る根拠法令の規定を確認しなおし、再発防止に努めます。</p>

指摘事項 (4) 財産管理
ア 行政財産使用許可申請書（柳川市母子寡婦福祉会の飲料水自動販売機設置）について、決裁権者の押印がない。また、設置位置図（添付を要する書類）の添付がない。
措置等の内容
<p>1 原因 失念によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 監査による指摘後となりましたが、設置位置図を添付のうえ決裁権者による決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 行政財産の事績を保存しているファイルサーバー内に、事務処理に関する注意事項を保存し、確認できるようにしました。</p>

<p>指摘事項 (1) 収入事務</p>
<p>ア 下記に係る調定決議書が財務規則第 25 条第 1 項に規定された適正な時期に起票されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北原白秋顕彰短歌大会出詠料 ・ふるさと納税返礼品書籍及び書店刊行物の売上（前年度指摘事項）
<p>措置等の内容</p>
<p>1 原因</p> <p>起案の決裁日で調定決議書を起票すべきところを、調定決議書の起票日で起票していたものです。（北原白秋顕彰短歌大会出詠料）</p> <p>ふるさと納税の取扱業者からの連絡メールが到来した時点、また精算時の書店からの在庫確認が到来した時点で起票していました。（ふるさと納税返礼品書籍及び書店刊行物の売上）</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>財務事務規則を遵守するとともに、財務内容を再確認し遺留がないよう事務処理の徹底を図ります。</p>

指摘事項 (1) 収入事務
<p>イ コミュニティ施設の使用料について、下記のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免すべきでないものを減免している。 ・使用料の調定及び収入漏れがある。 ・利用許可の際に使用料を徴収していない。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免すべきでないものを減免している。 該当団体を公益性がある団体と誤った認識をしていたため。 ・使用料の調定及び収入漏れがある。 当日分と未来分の予約があり、誤って未来分のみ徴収し、当日分の徴収を失念していたため。 ・利用許可の際に使用料を徴収していない。 ご指摘の公民館では、利用者の要望に応じて、後日払いを容認していたため。 <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免すべきでないものを減免している。 該当団体に連絡し、減免取消とし使用料を納入いただきました。 ・使用料の調定及び収入漏れがある。 該当団体に連絡し、次回来られた際に徴収しております。 ・利用許可の際に使用料を徴収していない。 今後は申請段階で納入するよう指導いたしました。 <p>3 再発防止策の内容</p> <p>事務に遺漏がないように事務処理の徹底を図ります。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
<p>ア 沖端舟舞台囃子保存会補助について、事業完了後に補助事業実績報告書が提出されておらず、補助事業実績調査報告書も作成されていない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>事業完了後、補助事業者に再三督促を行ったが提出が遅れていたもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』</p> <p>補助事業者から補助事業実績報告書が提出されたため、交付決定の内容に適合することを認め、補助事業実績調査報告書を作成しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>補助事業者に対して、補助事業完了後直ちに補助事業実績報告書を提出するよう指導します。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
イ 柳川市文化協会補助金について、補助金交付決定の決裁日より前に交付決定している。また、補助事業実績調査報告書が作成されていない。
措置等の内容
<p>1 原因 補助金交付決定の決裁日を記入誤りしておりました。また、補助事業実績調査報告書においては作成を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 補助金交付決定の決裁日を決裁者に確認の上、訂正いたしました。実績調査報告書は指摘を受け、速やかに作成し添付しております。</p> <p>3 再発防止策の内容 事務に遺漏がないように事務処理の徹底を図ります。</p>

指摘事項 (2) 支出事務
ウ 体育協会補助金について、翌年度に補助金の変更交付決定をしている。
措置等の内容
<p>1 原因 担当者がミスに気づくことができなかったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 複数の職員で確認を行いチェック体制を強化します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>ア 下記契約について、契約書及び起案文書に契約保証金の記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財発掘調査に伴う空中写真撮影業務委託契約(単価契約) ・演劇等鑑賞事業公演業務委託契約 ・民間プール活用事業に関する契約 ・市民体育館消防用設備保守点検業務委託契約
措置等の内容
<p>1 原因 担当者が記載を失念したものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約保証金については、柳川市契約事務規則等を確認し、該当する条文を契約書及び起案文書に記載します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>イ 旧戸島家住宅管理業務委託について下記のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とされているが、起案文書に、業者選定理由の記載がない。 ・契約書に自動更新条項が設けられている。
措置等の内容
<p>1 原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起案文書に業者選定理由の記載を書き漏らしていたため。 ・契約書を作成するに当たり、過去の自動更新条項が入っていたデータを基に作成していたため。 <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約に当たっては「柳川市随意契約ガイドライン」を遵守するとともに、適切な事務処理を行うよう確認を徹底します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>ウ 総合美術展会場設営及び撤去業務委託契約について、見積書提出及び契約締結の権限の委任が確認できる書類（委任状等）を受領していない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>委任状等の受領を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後、必要書類の提出漏れがないよう複数の職員で確認するなどチェック体制を強化します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
<p>エ 民間プール活用事業に関する契約について、見積依頼起案文書を作成していない。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>見積書につきましては口頭にて依頼をしており、見積依頼起案を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>当該年度経過のため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>遺漏がないように担当係長、課長でのチェックを強化します。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
オ 下記契約について、見積依頼起案文書に、契約の方法、業者選定理由の記載がない。 <ul style="list-style-type: none"> ・大和B & G海洋センター機械警備業務委託契約 ・二十歳のつどい看板製作業務委託契約
措置等の内容
1 原因 見積依頼起案文書に、契約の方法と業者選定理由について記載することを失念していました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 当該契約は、締結済であり、事業が完了しているため、不措置とします。
3 再発防止策の内容 契約事務規則等を遵守するとともに、財務事務内容を再確認し、今後、必要事項の記載漏れがないよう課内で徹底を図ります。

指摘事項 (3) 契約事務
カ 古文書館設置のコピー複合機賃貸借契約について、当該契約は単年度契約であるが、別表(6)に長期継続契約に係る契約解除条項の条文がある。
措置等の内容
1 原因 令和3年度末にリース会社からの再リースの意志確認文書の返答を行った際に記入した文言をリース会社が契約書に反映させたものです。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 当該年度経過のため、不措置とします。
3 再発防止策の内容 契約事務規則等を遵守するとともに、財務、契約事務内容を再確認し、適切な事務処理を行うよう徹底します。

指摘事項 (3) 契約事務
キ 古文書館設置のコピー複合機及び複写機パフォーマンス契約について、予定価格の設定が行われておらず、見積書も徴取されていない。
措置等の内容
1 原因 コピー複合機・複写機のリース契約に付随する契約であり、またこれまでの定期監査でも指摘を受けたことがなかったため、予定価格の設定・見積書の徴取は必要ないものと認識していました。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 当該年度経過のため、不措置とします。
3 再発防止策の内容 今後は予定価格を設定し見積書を徴取します。

指摘事項 (3) 契約事務
ク 古文書館設置のコピー複合機パフォーマンス契約書において、「(以下「甲」という)」の前に記載すべき「甲」の氏名の記載がない。
措置等の内容
<p>1 原因 契約文書の確認不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 当該契約文書に契約相手方の氏名を記入しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約文書については、起案の段階で複数名による確認をおこない、遺漏のないようにします。</p>

指摘事項 (3) 契約事務
ケ 柳川市古文書館清掃業務委託契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。(前年度指摘事項)
措置等の内容
<p>1 原因 適用号数を誤って記入しました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 当該年度経過のため不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務規則等を遵守するとともに、財務事務内容を再確認し、今後、必要事項の記載漏れがないよう課内で徹底を図ります。</p>